

山口県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			3.4E-1	2.8E+1	28.3
64	エトフェンプロックス	1.9E+1	1.4E+1	4.9E+0	2.2E+1	59.4
117	テブコナゾール				2.2E+0	2.2
139	トラロメトリン			4.7E+0	1.7E+0	6.4
140	フェンプロパトリン			2.2E+0		2.2
153	テトラメトリン	2.0E+2	7.6E+0	1.8E+2	8.5E-2	394.3
181	ジクロロベンゼン	4.3E+2	2.1E+2			642.1
225	トリクロルホン		7.2E+0			7.2
248	ダイアジノン		7.6E-1			0.8
251	フェニトロチオン		1.9E+2	2.8E+0		192.6
252	フェンチオン	4.5E+0	7.0E+1	4.5E+0		78.6
256	デカン酸				3.2E+0	3.2
350	ペルメトリン	2.5E+1	3.9E+1	1.5E+1	4.6E+1	124.8
405	ほう素化合物		7.8E-2	4.2E+1	1.0E+0	43.4
427	カルバリル			1.6E+2		160.3
428	フェノブカルブ			1.0E+2	1.2E+2	227.0
457	ジクロールボス	9.3E+1	6.8E+2			777.4
合 計		7.8E+2	1.2E+3	5.2E+2	2.3E+2	2750.2

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等